

【出会い系・ロマンス詐欺】

ネット上で異性と仲良くなった結果、多額の費用を請求された

よくある相談内容

- SNS で知らない異性からダイレクトメッセージが届き、仲良くなった後に有料サイトに誘われ、多額の使用料金を支払ってしまった。
- SNS で好意を抱いた元軍人の外国人男性から、「荷物を預かってほしい」と頼まれたが、多額の運送費用などを請求されている。
- マッチングアプリで知り合った外国人女性から、暗号資産（仮想通貨）に関する投資話を持ちかけられたが、資金を投資した後、相手と連絡が取れなくなった。

手口の特徴

- 異性（外国人を装うケースもある）を装い、SNS やマッチングアプリなどで知り合った利用者に対して、言葉巧みに恋愛感情を抱かせて信用させ、送金を迫る。
- 有料サイト（メッセージの送受信に必要なポイントを課金する仕組等）に誘導する。
- 外国から郵送する荷物の受け取りを約束させた後、配送事業者を装った者からの請求で必要な経費を支払わせる手口もある。（通称：国際ロマンス詐欺）

対処法

【送金してしまった場合】

送金窓口の金融機関へ被害連絡を行い、救済措置について相談する。

【有料サイトを利用している場合】

- 利用規約をよく確認する。
- 解約したい場合は規約に沿って手続きを行い、うまくいかない場合は消費生活センター等へ相談する。

【相手方との連絡を絶つ】

不審性を感じれば、すぐに相手方との連絡を絶つこと。

【警察への相談】

相手方とのやりとりや、誘導されたサイト、請求画面、URL のスクリーンショット等を保存しておき、対象となる端末やその他の関係資料を持参し、住居地を管轄する警察署に相談する。

被害に遭わないための対策

- 相手方の名前や対象となるサイト名をインターネットで検索し、被害報告などがないか確認する。
- 見知らぬ者からのダイレクトメッセージなどを簡単に信用しない。
- 手数料や経費の送金等、相手の要望に応じない。

参考サイト

前ページ「参考リンク集」を参照

- 国民生活センター「詐欺的“サクラサイト商法”トラブルについて」
- 国民生活センター「消費者ホットライン・全国の消費生活センター等」